

【資料第3号】  
保健衛生部予防対策課

男性HPVワクチン接種費用助成の変更について

1 経緯

区は、令和6年度より男性のHPV4価ワクチン任意接種について接種費用を全額助成しているが、本年8月25日に、HPV9価ワクチン（以下「9価ワクチン」という。）について、接種対象が男性にも拡大され、「効能または効果」の追加、「用法及び容量」の変更が承認された。

2 男性HPVワクチン任意接種費用助成の変更

上記経緯を踏まえ、以下のとおり変更する。

- ① 令和7年11月1日より、男性HPVワクチン任意接種費用助成の対象ワクチンに、9価ワクチンを追加する。
- ② 令和7年8月25日から令和7年10月31日までの間に、自費で9価ワクチンを接種した対象者については、区助成額を上限として償還払いを行う。

3 対象

小学6年生から高校1年生相当の男子（変更なし）

4 助成額

全額助成 ※定期接種（女性）の同ワクチン契約額と同額

5 接種回数

全3回

※9価ワクチンは、15歳未満までに1回目を接種した場合は、全2回で完了。

6 事業開始

令和7年11月1日

7 周知方法

区報、SNS及び区ホームページへの掲載及び接種協力医療機関にて周知する。